

主な感染拡大防止対策について

令和5年1月27日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

要請期間	令和4年9月15日から当面の間 イベントの開催制限の目安等については、令和5年1月27日から適用	
県民の皆様へ	基本的感染対策について	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内の定期的な「換気」、「3つの密」の回避など基本的な感染対策を徹底 ● 風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は外出を控える
	外出について	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と同居する家族等は、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を避ける
	飲食について	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食時の大声や長時間の回避、会話する際はマスクを着用 ● 認証店・確認店の利用を
	ワクチン接種について	<ul style="list-style-type: none"> ● 年代や接種回数などに応じて、速やかなワクチン接種を検討
	受診について	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急外来及び救急車は、適切に利用を ● 症状が軽く、65歳未満で基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方は、発熱外来の受診に代えて、検査キットを用いて検査をし、陽性者登録センターやオンライン診療の利用を検討
	検査について	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染不安を抱える無症状の方を対象とした無料検査事業については、当面の間、実施【特措法第24条第9項】
事業者の皆様へ	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種別ガイドラインを遵守【特措法第24条第9項】 ● 職場復帰に当たり、療養証明・陰性証明等を求めない【特措法第24条第9項】 	
イベント主催者等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントの実施に当たっては、「感染防止安全計画」や「感染防止対策チェックリスト」により、感染防止対策を講じて実施【特措法第24条第9項】 <p style="margin-left: 20px;">【収容率・人数上限の目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合 人数上限：収容定員まで ② ①以外の場合 収容率上限：100% かつ 人数上限：5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方 	

【主な改正内容抜粋】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和5年1月27日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

2 (4)

期間は、令和4年9月15日から当面の間とする。なお、イベントの開催制限の目安等については令和5年1月27日から適用する。

3 (3) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ【第24条第9項】

- イベントの実施に当たっては、「感染防止安全計画」や「感染防止対策チェックリスト」により、その規模にかかわらず感染防止対策を講じて実施してください。

【収容率・人数上限の目安等】

- ① 感染防止安全計画^{※1}を策定し、県による確認を受けた場合
人数上限：収容定員まで

- ② ①以外の場合

収容率上限：100% ~~(大声^{※2}なし)~~ 又は 50% ~~(大声あり)~~

かつ

人数上限：5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方

~~なお、①、②いずれの場合も、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率は、それぞれ50% (大声あり)・100% (大声なし) とします。~~

~~※1 感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するために策定して提出していただくものです。また、感染防止安全計画が策定されているイベントは、基本的に「大声なし」の担保が前提です。~~

~~※2 「大声」とは「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」をいい、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当します。~~

【留意事項】

- 催物開催に当たっては、その規模にかかわらず、業種別ガイドラインの徹底や、「3つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。
- 参加者に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等と呼びかけてください。
- イベントで感染者が発生した際の参加者等への注意喚起のための方策を講じ

てください。

- 感染防止安全計画の提出は、イベント開催の2週間前までに行うように努めてください。また、感染防止安全計画を提出した場合は、イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書を県に提出してください。
- 県による感染防止安全計画の確認を受けていないイベントについては、「感染防止策チェックリスト」をホームページやSNS等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止策の不徹底やクラスター発生の可能性がある場合など問題が発生した場合は、感染防止安全計画の策定の有無にかかわらず、直ちに、県及び関係府省庁に結果報告書を提出してください。

※ 開催制限の目安、感染防止安全計画の提出方法等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

- ※ 上記の条件のほかは、令和5年1月27日令和4年9月8日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び令和5年1月27日令和4年9月8日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その9その7）」のとおりとします。
- ※ 提出いただいた結果報告書は、他の都道府県や関係府省庁へ情報提供する場合があります。